

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

柏市保育運営課
令和3年11月

1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事等（指定都市市長，中核市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のことを総称して認可外保育施設と呼んでいます。

認可外保育施設の開設に当たっては，以下の事項に留意してください。

2 認可外保育施設を開設するにあたって

子どもを預かることは，誰にも簡単にできそうなイメージがありますが，実際は命を預かる大変責任の重い仕事です。

事業として成り立たせるには課題が多く，安易に始めることはできません。始める前に認可外保育施設に関する正しい情報を得て，十分検討を重ねてください。

3 認可外保育施設の設置後の届け出について

児童福祉法により，認可外保育施設を設置した場合は，事業開始の日から1か月以内に柏市長に対する届出が義務付けられています。設置届出書に記入のうえ，関係書類を揃えて必ず1か月以内に届け出をしてください。また，事業開始後，届出事項に変更があった場合や，施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので，留意してください。（児童福祉法第59条の2）

なお，上記届出を怠ったり，虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の4）

（注）以下に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって，その旨が約款その他の書類により明らかである施設は，届出対象外となります。ただし，届出対象施設と同様，都道府県等による指導監督の対象となります。

① 事業者が顧客のために設置する施設

（例）デパート，自動車教習所や診療所等に付置された施設

これらの施設であっても，顧客の乳幼児以外を預かる場合，または利用者が顧客であるか，また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合，顧客が当該事業所を離れて当該事業者以外の事業所の提供するサービスを受ける場合は，届出対象となります。

② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）

③ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

④ 一時預かり事業を行い，当該事業の対象となる乳幼児のみの保育を行う施設

⑤ 病児保育事業を行い，当該事業の対象となる乳幼児の保育のみを行う施設

⑥ 半年を限度として臨時に設置される施設

- ⑦ 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から，児童の処遇等の保育内容，保育従事者数，施設設備等について，「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに，児童福祉法，消防法，食品衛生法，労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 サービス内容の揭示等について

認可外保育施設を設置した場合は，利用者に対する情報提供として，サービス内容の揭示，利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。

(児童福祉法第59条の2の2～4)

(1) サービス内容の揭示 (児童福祉法第59条の2の2)

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を揭示することが必要です。

(揭示内容)

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
(注：児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。)
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況
(注：児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設，同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る。）及び同条第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。)
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類，保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称，所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 施設の設置者について，過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には，その命令の内容を含む。）

なお，当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について，変更を生じたことがある場合にあっては，直近の変更の内容及び

その理由を掲示することが必要です。

(2) 利用者に対する契約内容等の説明 (児童福祉法第 59 条の 2 の 3)

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面交付 (児童福祉法第 59 条の 2 の 4)

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面を交付することが必要です。

(書面交付内容)

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

6 柏市による指導監督

保育を目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、年1回以上立入調査による指導監督を行っています。

7 指導監督の法的根拠

認可外保育施設であっても、児童福祉法に基づき柏市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して御協力いただくこととなっています。(児童福祉法第 59 条第 1 項)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第 3 号)

8 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、「認可外保育施設指導監督基準」に沿って、年1回以上、立入調査による指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっています。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

9 証明書の交付について

適正な届出がなされている施設で、年1回以上実施の立入調査による指導監督により「認可外保育施設指導監督基準」を全て満たしていた場合、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付します。これにより、保育に係る利用料が非課税となります。

具体的には、

- ①保育料（延長保育，一時保育，病後児保育に係るものを含む。）
- ②保育を受けるために必要な予約料，年会費，入園料（入会金・登録料），送迎料
が該当します。

また，証明書を交付した旨を市のホームページでも公開します。

10 運営状況報告について

全ての認可外保育施設に対して，毎年，運営状況について報告を求めています。報告基準日等の詳細については，柏市に対して設置届の提出があった認可外保育施設の設置者に対して，別途お知らせいたします。

また，この定期的な状況報告のほか，随時報告を求めることがあります。

11 最後に

このようなことから，施設の運営に当たっては，児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに，具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は，これに従って改善措置をとるようしてください。